

保険に加入する場合の取扱い

～定期保険の保険料～

会社が保険に加入する場合、保険の種類や契約者、被保険者及び保険金受取人を誰にするかによって、保険料あるいは受取保険金の税務上の取扱いが異なってきます。

今回は定期保険の保険料についてご紹介します。

法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする定期保険に加入して支払った保険料は、保険金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

(1) 死亡保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額は、**期間の経過に応じて損金の額に算入**します。
よって、支払保険料として、全額損金に算入します。

(2) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合

その支払った保険料の額は、**期間の経過に応じて損金の額に算入**します。
よって、支払保険料や福利厚生費の勘定科目で全額損金に算入します。

ただし、**役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合**には、その保険料の額はその**役員又は使用人に対する給与**となります。

(注 1) 傷害特約などの特約がある場合は、その特約部分の保険料の額を期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、その特約部分の保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

(注 2) 給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

(注 3) 役員に対する給与とされる保険料の額で、法人が経常的に負担するものは、定期同額給与となります。

～参考～

定期保険とは…

定期保険とは、いわゆる掛け捨ての保険のことで、一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険です。

養老保険のように生存保険金はありません。

満期になったとしても、払い込んだ保険料は一切返還されません。

また、途中で解約した場合、解約返戻金は少額であることが一般的のようです。

定期保険のメリットは、少ない保険料で高額な死亡保障が得られるところにあるようです。

そのため、資金繰りに余裕がないときや、できるだけ少ない負担で高額な保障を必要とする場合に適していると言えるでしょう。